

評価員と評価方法手引き

NGO・EOCS（環境計画市民会議）

平成29年1月1日

1. JPSMS 評価員等

1. 1. JPSMS 評価員

評価員とは、事業者には関係なく個人として利害関係のない受審事業者の認証・登録を審査する資格です。そのためかなりハードルは高いものとなっています。尚、評価員の資格認定条件等は、JPSMS 評価員及び事務局の認定・登録規程で定めています。

評価員の認定番号について

認定番号：例 20 ※※ 25000 ※

最初の4桁：認定年、次の2桁：評価者の居住都道府県、下3桁：認定順（対象地域：全国）

1. 2. JPSMS 評価員補

JPSMS 評価員補は、現状では評価員になるための前提条件である公認されているマネジメントシステムの内、「緊急事態への準備及び対応」及び「地球温暖化等気候変動防止への取組」が明確に規定されているマネジメントシステムの審査経験が3年以上、或いは専門分野の技士、技術士、博士等の資格要件は満たしていないが、NGO・EPCS が定める有資格認定基準①類及び②類のうち何れかの資格を有し、評価員の試験にチャレンジしてみようと思われる方のためのもので、この資格は合格後3年間有効となりますので、その間に前提条件をクリアできれば正式に認定 JPSMS 評価員となれます。

この資格は、JPSMS 危機管理担当者資格を含みますので、何処の事業所でも危機管理担当者となることができます。

尚、組織に他府県の事業所がある場合、また、規模の比較的大きな事業所の場合は、統括危機管理担当者を置かなければなりません。この統括危機管理担当者は、評価員補以上の資格が必要となります。

注：評価員及び評価員補のどちらも個人に与えられる資格です。

注：評価員は、所属する会社、団体やそのグループ会社の審査はできません。

JPSMS 評価員補の認定番号について

認定番号：例 20 ※※ 25000 ※補

最初の4桁：認定年、次の2桁：評価者の居住都道府県、下3桁：認定順（対象地域：全国）

2. J P S M S 評価方法手順

1) 概形審査の評価 (配点) 1 0 計 1 0

2) 書類審査の評価 (配点)

(J P S M S 運用基本フォーマットによる)	配点
I. 検証	1 0
II. 計画	1 0
III. 実施及び運用	1 0
IV. 点検と改善	1 0 計 4 0

合計点数：満点：5 0 点

合格点数：3 0 点 但し I から IV の各項目個別の点数計は 5 点以上であること

(3 0 点未満の場合、現地予備審査を実施する (最長合計 7 時間まで))

不適合

(是正処置が困難な場合は、現地審査に入れません)

軽微な不適合

(現地審査で担当評価員より指導助言を受け、次回の審査までに是正しなければなりません) (不適合及び是正処置記録が必須です)

指導・助言事項

(現地審査で担当評価員より指導助言を受け、次回の審査までに改善しなければなりません)

尚、書類審査評価員は、書類審査の結果を担当事務局及び受審事業者に報告する。

また、現地審査時の審査項目の内容を明確にし、担当事務局と協議した上で、着眼点等を現地審査評価員に報告する。

3) 現地審査の評価 (配点)

書類審査の結果及び書類審査評価員からの報告に基づき、以下の項目について審査する。

	配点
J P S M S ガイドライン要求事項 (報告書類) と現地の整合性	1 0
J P S M S の実施及び運用状況の適合性 (要求事項に合っているか)	1 0
J P S M S の実施及び運用状況の妥当性 (方針・目的に妥当か)	1 0
J P S M S の実施及び運用状況の有効性 (継続的改善に有効か)	1 0
社会貢献活動への取り組みの優位性 (真に社会への貢献となるか)	1 0 計 5 0

合計点数：満点：5 0 点

合格点数：3 0 点 但し個別の点数は 5 点以上であること

軽微な不適合 (要改善事項) は 1 件で最大 2 点減点とする。

3. 審査費用等の請求等

3. 1. 審査費用

受審事業者が支払う審査費用は J P S M S 事務局が収納し、J P S M S 事務局がその事務費用（30%）を控除し、評価員に支払う。

3. 2. 旅費等

現地審査に要した旅費等の実費は、評価員が受審事業者に請求する。